

自殺対策関連予算(厚生労働省)

平成20年度予算額
13億円



平成21年度予算案
23億円

研究の推進

3.0億円 → 3.2億円

- 自殺対策のための戦略研究
- 心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究
- 自殺のハイリスク者の実体解明及び自殺予防に関する研究

相談体制の充実と人材育成

5.0億円 → 12.4億円

- かかりつけ医うつ病対応力向上研修
- メンタルヘルス相談実施体制の整備
- うつ病患者等精神障害者の職場復帰支援のための総合支援事業

自殺予防総合対策センター

31百万円 → 53百万円

- 自殺解析調査(新規)
- 自殺対策ネットワーク会議
- 情報収集発信(Webサイト「いきる」)
- 保健所、精神保健福祉センター、民間団体の相談員に対する専門研修
- 心理職等カウンセリング技術向上研修

普及啓発

86百万円 → 80百万円

- 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」、「新健康フロンティア戦略」、「自殺総合対策大綱」に基づいた普及・啓発事業
- 普及・啓発活動を行う当事者育成のための専門家養成研修事業

地域や職場での自殺対策 3.8億円 → 6.2億円

- 地域自殺予防情報センター運営事業(新規)
- 自殺防止対策事業(新規)
- 地域自殺対策推進事業
- 自殺未遂者・自殺者遺族ケア対策事業
- 地域精神保健指導者研修事業
- 事業場におけるメンタルヘルス対策への支援

自殺予防総合対策センター

- 平成17年7月 参議院厚生労働委員会「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」において設置することが定められた。
- 平成18年10月 国立精神・神経センター内に設置

自殺予防対策支援ネットワークの構築

第一線で自殺予防対策に関わっている関係省庁、都道府県、市町村等の関係機関・団体、NPO等民間支援団体との連絡・連携

研修

都道府県、市町村等において自殺予防対策業務に従事している者、NPO等民間支援団体に対して研修を行う。

情報発信

■ウェブサイト等を通じた情報提供

1. 自殺予防マニュアル等自殺対策関連資料の提供
2. 自殺予防教育・啓発用教材の提供(スライド、パンフレット等)
3. 各地域での自殺対策取り組み事例の紹介
4. 自殺予防対策関連の研究報告書の公表
5. 自殺対策関連サイトへのリンク

■国内外の情報収集

自殺予防総合対策センター

関係機関・団体、民間団体の支援

自死遺族の支援団体等民間団体に対して研修、情報提供、相談、助成団体の紹介等の支援を行う。

自殺解析調査 (H21新規)

強化

調査研究

1. 実態把握、原因分析、自殺予防に関する研究
2. 「自殺対策のための戦略研究」の支援
3. 自殺予防医関連の研究を行っている各研究班との連携
4. 自殺予防対策に関して政策的研究を行う。

政策の提案

国、自治体等に自殺予防対策に関する政策を提案する。

地域自殺予防情報センター運営事業

【現状・課題】

「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会報告書(平成20年3月)」では、自殺に悩む人、自殺未遂者やその家族、自殺者親族に対して、

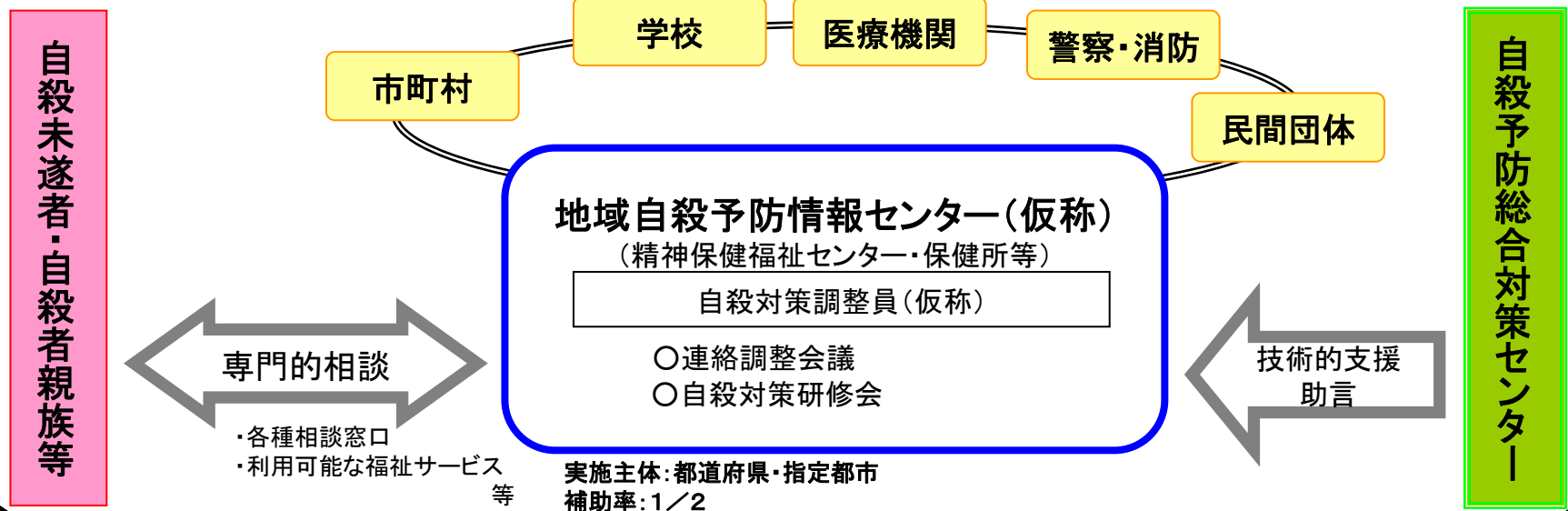
- ・地域における個別のケアに当たる関係機関とのネットワークが十分でない
- ・地域において個別のケアに当たる関係機関における人材の育成が十分でない

といった問題が指摘されている。

【事業概要】

都道府県・指定都市に各1ヶ所ずつ地域自殺予防情報センター(仮称)(精神保健福祉センター、保健所などに設置)を置き、

- ①自殺対策調整員(仮称)の配置や、連絡調整会議の開催により、関係機関のネットワークを強化し、地域の自殺対策の向上を図る。
- ②地域における自殺対策に関する人材を育成するための研修会を行い自殺未遂者・自殺者親族等に対して、適切な支援が提供される体制を整備する。



自殺防止対策事業（新規）

平成21年度予算案 122百万円

【実施目的】

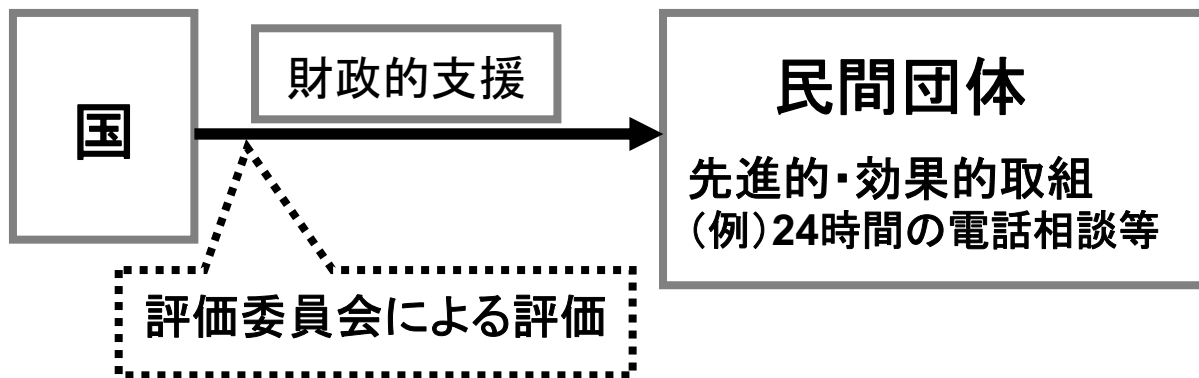
民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺予防対策を進める上で不可欠であるが、こうした取組は、善意の寄付、熱心なボランティア、企業の社会貢献事業に支えられている状況にある。このような自殺対策における先進的な取組を行う民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺対策の推進を行う。

【事業概要】

自殺対策について先進的な取組を行う民間団体に財政的支援を実施（補助率10／10）

【実施方法】（実施方法の詳細については未定）

- ①民間団体からの申請
- ②学識経験者等で構成する評価委員会を実施し、民間団体の活動を評価の上、支援団体を決定
- ③ 支援決定した民間団体において事業を実施



官民一体での自殺対策の推進

職場におけるメンタルヘルス対策の推進

＜メンタルヘルス対策を通じた自殺予防の推進＞

事業場における基本的取組事項

- 衛生委員会等での調査審議
- 事業場内体制の整備
(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任)
- 教育研修の実施
- 職場環境等の把握と改善
- 不調者の早期発見・適切な対応
- 職場復帰支援

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年公示第3号)に基づく取組の促進

＜21年度実施事項＞

I 都道府県労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等の実施

II 全国の「メンタルヘルス対策支援センター」の機能充実

- メンタルヘルス対策の周知
- 事業者等からの相談対応、メンタルヘルス相談の専門機関、医療機関等や支援事業の紹介等
- 個別事業場の取組に対する支援
- 事業場及びメンタルヘルス対策を支援する関係機関等とのネットワーク形成

III その他メンタルヘルス対策の実施

- メンタルヘルス対策の取組を促進するための資料(事例集、セルフケア資料等)の作成・配布
- メンタルヘルス教育研修担当者の育成研修の実施
- 改訂予定の「職場復帰支援の手引き」の周知
- 産業医、精神科医等に対する研修の実施
- 「職場における自殺の予防と対応」の周知 等

IV 関係機関(地域)等との連携

写

地発第0130005号
基監発第0130001号
基安労発第0130001号
職総発第0130001号
平成21年1月30日

都道府県労働局

総務部長 殿

労働基準部長 殿

職業安定部長 殿

厚生労働省

大臣官房地方課長

労働基準局監督課長

労働基準局安全衛生部労働衛生課長

職業安定局総務課長

(公 印 省 略)

現下の経済情勢を踏まえた緊急の自殺予防対策について

自殺対策については、平成19年に策定された自殺総合対策大綱に基づいて取組を推進しているところであるが、現下の経済情勢により解雇及び雇止めに伴い住居の退去を余儀なくされる者が相当数新たに発生するなど、自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債務問題の深刻化が懸念される。

については、自殺の発生は、健康問題（うつ病等）のほか、失業等経済・生活問題、勤務問題等、様々な社会的要因が複雑に関係していることを踏まえ、下記に留意の上、関係部署間はもとより関係機関との連携を図り、一層適切な行政運営に万全を期されたい。

なお、内閣府自殺対策推進室長より各都道府県知事及び政令指定都市市長に対して、別紙1（写）のとおり通知するとともに、それを踏まえる等して、健康局総務課長、社会・援護局総務課長及び社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より都道府県担当部（局）長等に対して、別紙2（写）のとおり通知したところであるので、了知されたい。

記

1. 相談活動等に当たっての配慮

健康問題、失業等経済・生活問題、勤務問題等の様々な課題に対する相談活動等は、自殺対策の観点からも重要であることから、公共職業安定所、労働基準監督署及び総合労働相談コーナーにおいては、引き続き雇用問題等所掌事務に関する相談活動等を適切に行うこと。相談活動等に当たっては、相談者等の中に雇用問題を背景としたメンタルヘルス不調者も含まれること等に留意するとともに、相談者等の置かれている立場に意を払い、懇切丁寧な対応に努めること。

2. 健康要因と社会的要因に対する関係機関の間での連携の強化

自殺に至る可能性のある者が抱える課題は多様であり、健康要因と社会的要因の課題を相互に関連しながら有する場合があることから、医療、福祉、労働分野等の関係機関間の連携も重要である。このため、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、労災病院、産業保健推進センター、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター等はもとより、弁護士会・消費生活センター等多重債務に関連する相談機関、地域におけるその他の相談機関、自殺予防活動を行う民間団体との間で、適宜連携を図ること。

具体的には、例えば、都道府県及び政令指定都市において実施している自殺対策連絡協議会を活用することとともに、相談者等が他機関についても知る機会を得られるよう、相談機関同士のポスター、パンフレット等の相互提供、相談者等から求めがあった場合等の相談者等への他機関の案内、他機関との合同での相談活動を行うなどが考えられること。

3. その他

このほか、自殺総合対策大綱に基づき、公共職業安定所の窓口における職業相談の実施及び失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談対応、その他研修、普及啓発など自殺予防に資する取組について、引き続き充実を図ること。



健総発第0130001号
社援総発第0130001号
障精発第0130001号
平成21年1月30日

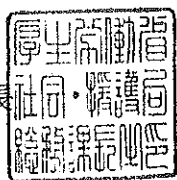
〔都道府県〕 〔政令指定都市〕	衛生主管部（局）長	} 殿
	精神保健福祉主管部（局）長	
	民生主管部（局）長	
中核市	衛生主管部（局）長	}
	民生主管部（局）長	
〔保健所政令市〕 〔特別区〕	衛生主管部（局）長	}

厚生労働省

健康局総務課長

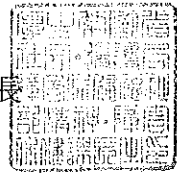


社会・援護局総務課長



社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



現下の経済情勢を踏まえた自殺予防対策について（依頼）

自殺対策については、平成19年に策定された自殺総合対策大綱に基づいて取り組みを推進していただいているところであるが、現下の経済情勢により解雇

及び雇止めに伴い住居の退去を余儀なくされる者が新たに相当数発生するなど、自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債務問題が深刻化する懸念があることから、別紙1（写）のとおり、平成21年1月23日付け府政共生第77号「現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進について」により、内閣府自殺対策推進室長から、自殺対策の更なる推進を図るよう各都道府県知事・政令指定都市市長あてに依頼がなされたところである。

これを踏まえ、関係機関においては、自殺の発生は、健康問題のほか、失業等経済・生活問題、勤務問題、家庭問題等、様々な社会的要因が複雑に関係していることに留意し、下記の事項に取り組むとともに、さらに都道府県にあっては市町村にも周知し、一層の自殺対策を行っていただくようお願いする。

なお、大臣官房地方課長、労働基準局監督課長及び安全衛生部労働衛生課長並びに職業安定局総務課長より、都道府県労働局担当部長に対して、別紙2（写）の通り、通知したところであるので、了知方お願いする。

記

1. 相談活動の充実

健康問題、失業等経済・生活問題、勤務問題等の様々な課題に対する相談活動は、自殺対策の観点からも重要であることから、それぞれの課題に対応した相談機関においては、引き続き相談者の立場に立った、きめ細かい相談活動を着実に実施すること。

特に、自殺に至る可能性のある者は精神的課題を抱えていることが多いことから、保健所、精神保健福祉センター等、管下のメンタルヘルスに関する相談機関においては、可能な限り、相談機会の拡大、相談者が様々な課題を抱えているという背景を踏まえた相談活動の質の向上等、相談活動の充実を図ること。

2. 健康要因と社会的要因に対する関係機関の間での連携の強化

自殺に至る可能性のある者が抱える課題は多様であり、健康要因と社会的要因の課題を相互に関連しながら有する場合があることから、医療、福祉、労働分野等の関係機関間の連携も重要である。このため、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、労災病院、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター、ハローワーク、労働基準監督署、総合労働相談コーナーはもとより、弁護士会・消費生活センター等多重債務に関連する相談機関、地域におけるその他の相談機関、自殺予防活動を行う民間団体との間で、連携を図ること。

具体的には、例えば、都道府県及び政令指定都市において実施している自殺対策連絡協議会を一層活用するとともに、相談者が他機関についても知る機会

を得られるよう、相談機関同士のポスター、パンフレット等の相互提供、必要に応じた相談者への他機関の案内、他機関との合同での相談活動を行うなどが考えられること。

3. 自殺総合対策大綱に基づく対策の実施

このほか、自殺総合対策大綱に基づき、研修、普及啓発等、自殺予防に資する取組について、引き続き充実を図ること。